

茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業  
に係る公募型プロポーザル実施要項

令和5年9月

茨木市水道部総務課

## 茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業 に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1. 趣旨

本市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を令和4年3月に宣言し、この目標実現のために、市有施設における高効率設備や再生可能エネルギーの導入に、より積極的に取組むことが必要となっている。

このため、茨木市水道部においては、環境負荷の低減や二酸化炭素の排出量の削減に努めることを目的に、西穂積配水場において大阪広域水道企業団南春日丘西分岐からの受水圧力の余剰エネルギーを有効活用した小水力発電事業を実施する。

事業の実施にあたっては、水道施設の安全性を確保しつつ、効率的な発電方法を選定できる事業者と契約をする必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

### 2. 業務の概要

候補者は、茨木市水道部が所有する、西穂積配水場の大阪広域水道企業団南春日丘西分岐からの受水圧力の余剰エネルギーを有効利用し、候補者が施設内の受水管路に設置する小水力発電設備により発電事業を行い、環境負荷の低減に努めるものとする。また、発電した電気については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」による「再生可能エネルギーに関する固定価格買取制度」を利用し収入を得るものとし、使用料を茨木市水道部に支払うものとする。

#### (1) 業務の名称

茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業

#### (2) 業務内容

別紙「茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり

#### (3) 業務期間

発電設備の設置に要する期間、売電期間、撤去及び原状回復に要する期間とし、そのうち売電期間は20年間とする。

(4) 費用について

発電設備の設置、維持管理、撤去及び原状回復に要する費用については事業者の全額負担とする。

3. 使用料

(1) 余剰エネルギーの対価

茨木市水道部が提供する余剰エネルギーの対価については、事業者の提案によるものとする。

(2) 事業用不動産の目的外使用料

小水力発電設備の設置に伴う用地の目的外使用料については、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分に関する規程に基づき、発電設備の設置面積等より算出した額とし、算出方法については、茨木市道路占用料等徴収条例による。

また、目的外使用料は、2.(3)業務期間の期間中発生する。

4. 実施形式

本事業は、公募型プロポーザル方式により候補者を決定する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 茨木市水道部の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、入札参加資格者名簿に登載されていなくても本プロポーザルへの参加は認めるが、別添「入札参加資格審査申請書類」を提出すること。候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。

- (2) 茨木市水道部物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市水道部建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市水道部建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第 8 号第 1 項第 6 号に規定する場合または同項第 7 号に規定する場合に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- 【地方自治法施行令抜粋】
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (5) 平成 30 年度以降、この事業の公告の日までに、上水道施設内の浄水が流れる管路に設置した 20kW 以上 100kW 以下の小水力発電設備を自社で設置・運用し、かつその運用収益の一部を上水道施設の管理者（水道事業者）に還元した実績を有すること。

## 6. 参加募集方法及び実施要項の配布

### (1) 募集方法

公告した上、茨木市ホームページ内の水道部総務課のページに掲載する。

### (2) 実施要項の配布

#### ①配布期間

令和 5 年 10 月 2 日（月）～令和 5 年 10 月 13 日（金）

#### ②配布方法

水道部ホームページに掲載

[https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/suido/suidoubu\\_soumuka/menu/61746.html](https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/suido/suidoubu_soumuka/menu/61746.html)

## 7. 質問の受付及び回答

質問については、以下のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 質問がある場合は、質問書（様式8）に質問内容及び必要事項を記載し、下記の提出期限までに電子メールで水道部総務課宛送信すること。電話、FAX、持参及び郵送等は不可とする。なお、メールのタイトルは「茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業に関する質問」とすること。

受付期限：令和5年10月30日（月）午後5時

提出先：茨木市水道部総務課

E-mail：[suidosomu@city.ibaraki.lg.jp](mailto:suidosomu@city.ibaraki.lg.jp)

- (2) 質問に対する回答は、下記の回答日に茨木市ホームページ内の水道部のページに掲載する。

回答日：令和5年11月2日（木）午前9時から

掲載場所：茨木市ホームページ内の水道部のページ

[https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/suido/suidoubu\\_soumuka/menu/61746.html](https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/suido/suidoubu_soumuka/menu/61746.html)

## 8. 現地確認

希望者に、西穂積配水場を確認する機会を設ける。

- (1) 開催日時：令和5年10月24日（火）午後2時から  
当日は現地集合とし、午後1時30分から入場可能とする。
- (2) 申込みについては、現地確認参加申込書（様式7）に必要事項を記入し、下記の提出期限までに電子メールで水道部総務課宛送信すること。電話、FAX、持参及び郵送等は不可とする。なお、メールのタイトルは「茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業に関する現地確認申込み」とすること。

受付期限：令和5年10月18日（水）午後0時

提出先：茨木市水道部総務課

E-mail：[suidosomu@city.ibaraki.lg.jp](mailto:suidosomu@city.ibaraki.lg.jp)

- (3) 参加人数は1事業者2名までとし、公平性の確保のため、現地確認の際は質問を受け付けない。  
質問がある場合は、「7. 質問の受付及び回答」に記載のとおり電子メールにて行うこと。
- (4) 参加希望がない場合、現地確認は行わない。
- (5) 現地及びその周辺での名刺の交換やこれに類する行為は禁止する。

## 9. 参加申込及び資格審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、「参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

### (1) 必要書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②業務実績調書（様式2）  
5. (5)に定める実績と認められるもののみ記載すること。
- ③②の実績を証明できる契約書等の写し
- ④過去3ヵ年分（R2～R4）の損益計算書、貸借対照表の写し（任意様式）
- ⑤入札参加資格審査申請書類（入札参加資格者名簿に登載がない場合）

### (2) 提出先

茨木市駅前四丁目7番55号 福祉文化会館内  
茨木市水道部総務課企画係（担当：堀井・景山）

### (3) 提出受付期間

令和5年10月2日（月）～令和5年11月6日（月）  
※平日午前9時～午後5時（午後0時～午後1時を除く）土日祝日を除く。

### (4) 提出方法

持参または郵送（必着）による。

(5) 提出部数

正本 1 部

(6) 資格審査及び結果通知

プロポーザルへの参加資格に係る審査（別紙選考評価基準の審査）については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、審査結果を「参加資格審査結果通知書」（様式 4）により令和 5 年 11 月 17 日（金）までに参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

(7) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式 9）に必要事項を記入し、企画提案書等の提出期限までに水道部総務課へ提出すること。

10. 企画提案書等の作成及び提出

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた提案者（以下、提案者という）は、要求水準書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

(1) 必要書類

① 使用料見積書及び事業収支計画書（様式 3-1・2）

使用料については、余剰エネルギーの対価を見積もるものとし、想定年間発電量とあわせて記載すること。

また、当該発電事業による年間CO<sub>2</sub>削減量についても記載すること。

あわせて、本事業の収支見込み等を考慮し、事業収支計画書を作成すること。

② 工事中及び事業中における損害保険について（様式 3-3・4）

③ 小水力発電設備の撤去の履行を担保する方法について（様式 3-5）

④ 工事及び事業スケジュール（それぞれ任意様式）

## ⑤企画提案書

企画提案書は、本実施要項及び要求水準書に基づき、考えられる最適な方策を以下のテーマに分けて提案すること。

### テーマ1：小水力発電設備について

上水道施設能力に対して、環境負荷の低減も考慮した、適切な発電規模の提案を行うこと。合わせて、発電設備の設置予定図面も記載すること。

また、追加オプション等独自の提案があれば、費用を含めて記載すること。

### テーマ2：施工方法について

発電設備設置に係る工事について記載すること。受水停止等、本市の水運用に影響がある作業については、必要な期間についても記載すること。

### テーマ3：保守運用体制について

責任の所在も含め、保守体制について記載すること。また、機器等の故障時、復旧にかかる対応についても記載すること。

また、運用体制について、周辺の環境に配慮した提案を行うこと。特に、設置予定施設の騒音対策については、敷地境界での具体的な数値を含めて記載すること。

### 【企画提案書の書式について】

- ・用紙サイズはA4版縦とし、横書きとすること。A3版も、折り込むことで使用を認めるが、2ページと換算する。
- ・文字サイズは、10ポイント以上で作成すること。
- ・使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- ・ページ数は、3テーマ合計で15ページ以内（表紙・目次はページ数に含めない）とする。印刷の色はカラー、白黒を問わない。
- ・ページ番号を付すこと。

## (2) 提出先

茨木市駅前四丁目7番55号 福祉文化会館内  
茨木市水道部総務課企画係（担当：堀井・景山）

## (3) 提出受付期間

令和5年11月17日（金）～令和5年11月30日（木）  
※平日午前9時～午後5時（午後0時～午後1時を除く）土日祝日を除く。

## (4) 提出方法



持参または郵送（必着）による。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本13部

(6) 参加申込時に提出した書類に関する質問

参加申込時に提出した書類の内容について、茨木市水道部から提案者に問い合わせを行った場合、提案者は速やかに回答すること。

(7) その他提出にあたっての留意事項

- ①提出書類はA 4 縦型ファイルに左綴じとすること。
- ②ファイルの背表紙に「茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業（縦書き）」、表表紙の上段に「茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業（横書き）」、下段に「法人名」（正本のみ）を記載すること。
- ③副本には企業名、商標マーク等企業名を特定できる情報は記入しないこと。

11. 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

提出された企画提案書等を、別紙選考評価基準に基づいて一次審査するとともに、プレゼンテーションによる二次審査を実施し、もっとも優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ただし、提案者が 4 者以上の場合は一次審査（別紙選考評価基準の審査）において、評価の高い提案者から 3 者に絞り、二次審査（別紙選考評価基準の審査）を実施する。

**【二次審査の実施日時等について】**

二次審査の実施については、令和 5 年12月26日（火）を予定するが、実施日時等の最終決定は令和 5 年12月19日（火）に行い、一次審査の結果通知の際、結果通知と合わせて通知する。

#### 【二次審査時の資料等について】

二次審査については、事前に提出している企画提案書等の内容に則ったものとし、新たな資料の配布は認めない。また、二次審査に必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーンは市で用意する。

#### 【二次審査の持ち時間等について】

提案者は、自らの提案内容の説明を行う。持ち時間は20分以内とし、規定の時間を経過した場合は直ちに終了する。その後、質疑応答を10分程度行うが、延長する場合がある。

#### 【二次審査の出席者(提案者)について】

提案者の出席は4名以内とすること。

### (2) 候補者の決定

別紙評価基準により選定会議において評価し、一次審査、二次審査の合計得点が最高点の提案者を候補者として決定する。

ただし、最高点の提案者が複数ある場合は、年間CO<sub>2</sub>削減量(様式3-1)の最も多い提案者を候補者とする。

この場合において年間CO<sub>2</sub>削減量(様式3-1)も同量の場合は、余剰エネルギーの使用料の見積金額(様式3-1)が最も高価な提案者を候補者とする。

また、余剰エネルギーの使用料の見積金額(様式3-1)も同額であった場合は、くじにより候補者を決定するものとする。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、選考評価基準の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

### (3) 審査結果の通知

#### ①一次審査結果通知

一次審査の結果は、一次審査通過者(一次審査を実施しない場合は全者)に対し、令和5年12月19日(火)午後1時頃、二次審査に関する通知を参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。また、非通過者に対するの通知も、同日に電子メールで通知する。

## ②二次審査結果通知

二次審査の結果は、令和6年1月9日（火）に、当該審査を受けた全者に対し、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

## ③結果に対する問合せ

審査を通過しなかった提案者は、令和6年1月15日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

## 12. 失格事項

提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 審査員と不正な接触をしたもの。
- (3) 本実施要項及び要求水準書に違反したもの。
- (4) 前記5. 参加資格の要件を満たさなくなったもの。

## 13. その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出、並びにプレゼンテーションに要した費用は、すべて参加する提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の資料については返却しない。
- (3) 提出された提案書等の資料は、今回の選考以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された提案書は、組織内で複写・配布を行う場合がある。
- (5) 提案への参加を辞退する場合は、配布された資料を速やかに処分すること。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、本業務の提案書を無効とするとともに、入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- (7) 提案書の提出後における、記載内容の追加・変更は原則認めない。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (9) 提案者が1者であっても審査を行い、合計得点が配点の60%以上の得点を取得すれば、本業務の候補者として決定する。

## 14. 候補者との契約締結協議

### (1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て要求水準書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

### (2) 契約書

契約書は、茨木市水道部が作成したものを使用するものとする。

## 15. 情報公開

選定会議については非公開とするが、選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開または情報提供については、茨木市情報公開条例の施行に関する茨木市水道事業管理規程に基づいて対応する。

## 16. スケジュール

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| (1) 公告                   | 令和5年10月2日(月)                  |
| (2) 実施要項等の配布             | 令和5年10月2日(月)から令和5年10月13日(金)まで |
| (3) 現地確認(任意)             | 令和5年10月24日(火)午後2時から           |
| (4) 質問受付期間               | 令和5年10月30日(月)午後5時まで(厳守)       |
| (5) 質問回答日                | 令和5年11月2日(木)                  |
| (6) 参加申込期限               | 令和5年11月6日(月)午後5時まで(厳守)        |
| (7) 参加資格審査結果通知           | 令和5年11月13日(月)                 |
| (8) 企画提案書等提出期限           | 令和5年11月30日(木)午後5時まで(厳守)       |
| (9) 一次審査                 | 令和5年12月13日(水)(予定)             |
| (10) 一次審査結果並びに<br>二次審査通知 | 令和5年12月19日(火)午後1時頃(予定)        |
| (11) 二次審査実施              | 令和5年12月26日(火)(予定)             |
| (12) 二次審査結果通知            | 令和6年1月9日(火)(予定)               |

(13) 契約締結

令和6年1月中旬(予定)

17. 担当部署

- ・ 契約、事務処理等に関すること

茨木市水道部総務課企画係 担当 景山

T E L 072-620-1690

F A X 072-623-1918

E-m a i l [suidosomu@city.ibaraki.lg.jp](mailto:suidosomu@city.ibaraki.lg.jp)

- ・ 施設に関すること

茨木市水道部浄水課浄水係 担当 柳村

T E L 072-643-6167

E-m a i l [suidojosui@city.ibaraki.lg.jp](mailto:suidojosui@city.ibaraki.lg.jp)